

**令和 7 年度脱炭素社会ぎふを支える人づくりツアー
事業業務委託プロポーザル募集要項**

令和 7 年 1 月 3 1 日
岐阜県環境生活部環境生活政策課

第 1 趣旨・目的

この業務は、「脱炭素社会ぎふ」を支える人材を育成するため、県内小中学生及びその保護者が、体験や交流を通じて森・里・川・海のつながりや環境問題に関する理解を深め、環境にやさしい行動を学ぶ環境学習ツアーを実施するものです。

ついては、当ツアーを魅力的かつ環境保全意識の醸成にあたり効率的・効果的な企画として実現していくため、事業者の専門的知識と豊富な経験、自由なアイデアやネットワークなどを活用した企画提案を募集します。

応募のあった企画提案については、プロポーザル評価会議における評価をもとに最優秀提案者を選定し、県との協議により業務内容を確定したのち、予算の範囲内で契約を締結する予定です。

留意事項

本業務委託は、令和 7 年第 1 回岐阜県議会定例会における令和 7 年度当初予算の成立を前提としており、成立しない場合、本業務委託は実施しませんので、予めご承知願います。
--

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は最優秀提案者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。
--

第 2 募集の内容

1 業務委託名

令和 7 年度脱炭素社会ぎふを支える人づくりツアー事業業務委託

2 業務委託内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

4 委託予定価格

上限額：7, 7 7 0, 7 3 8 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第 3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

また、単独の法人等にあつては下記①から⑩までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、共同体を構成するいずれかの代表構成員が①から⑩のすべてを満たし、かつ代表構成員以外の各構成員が③から⑩までの要件を満たしていることとします。

- ① 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種の旅行業登録がなされている者であること。
- ② 岐阜県内に事務所又は事業所を有している法人であること。
- ③ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 役員（法人でない団体の代表者、管理人等を含む。）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑥ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑨ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑩ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑪ 共同体の各構成員は、プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていないこ

と。

これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込みを行うことはできません。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」に記載の仕様書に従い、下記の項目について様式1により作成してください。なお、作成にあたっては、仕様書の「4 業務内容（3）ツアーコースの企画・内容」に沿ったコースであることがわかるように明記してください。

※ 日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。

※ 使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（1）企画案の内容等

ツアーの企画、参加者の募集及び実施

（2）全体スケジュール

本業務にかかる全体スケジュールを記載してください。

（3）業務の実施体制

本業務にあたる提案者の業務体制等を記載してください。

（4）事業を実施するにあたっての提案者の特色及び優位性

提案者の過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格などについて記載してください。

3 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 募集要項等の公表・配布 | 令和7年1月31日（金）～2月18日（火） |
| ② 募集要項等に関する質問受付 | 令和7年1月31日（金）～2月18日（火） |
| ③ プロポーザル参加申込受付 | 令和7年1月31日（金）～2月18日（火） |
| ④ 企画提案書の受付 | 令和7年1月31日（金）～3月4日（火） |
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 令和7年3月18日（火）（予定） |
| ⑥ 選定結果の通知・公表 | 令和7年3月下旬予定 |

※配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

（2）募集要項等の配布時間

午前8時30分～午後5時15分

（3）募集要項等の配布場所

岐阜県環境生活部環境生活政策課 環境教育係

（岐阜市藪田南2-1-1 県庁9階）※募集要項等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」

（<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/410196.html>）からダウンロードして入手してください。

なお、郵送等での配布は行いません。

（4）募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添１）を環境生活政策課環境教育係あてにＦＡＸ、電子メール（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）又は郵送にて期限内に提出してください。

② 回答

質問に対する回答は、随時公表し、令和７年２月２１日（金）までにすべての質問に回答します。岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/410196.html>)」上にて公表します。

（５）プロポーザル参加申込

① 受付期間

令和７年２月１８日（火）午後５時１５分まで

② 提出書類

プロポーザル参加申込書（別添２）

③ 提出方法

- ・ 環境生活政策課環境教育係まで持参又は郵送により提出してください。
- ・ 郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。
- ・ 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

（６）企画提案書等、書類の提出方法

① 提出書類

ア 企画提案書（様式１）

イ 法人概要書（様式２）

ウ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から３カ月以内のもの）又はその写し

エ 誓約書（様式３）

オ 国土交通大臣、観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録が有効であることを証明する書類

カ 見積書（様式４）

キ 共同体構成員届出（様式５）（共同体の場合）

ク 令和７年度脱炭素社会ぎふを支える人づくりツアー事業業務委託に関する共同体協定書の写し（様式６）（共同体の場合）

ケ 委任状（様式７）（共同体の場合）

※共同構成員ごとに提出してください。

コ ＳＤＧｓへの取組み（様式８）

② 提出部数

ア及びカについては８部（原本１部、副本７部）、その他については２部（原本１部、副本１部）

③ 提出方法

- ・ 令和７年３月４日（火）午後５時１５分までに、企画提案書等を環境生活政

策課環境教育係まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕を持って送付してください。

- ・ 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。

- ア 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。
- オ 委託費の上限を超える見積額の提示を行うこと。
- カ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の必要な書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ プロポーザル参加申込書の提出後、又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（別添3）を環境生活政策課環境教

育係に持参又は郵送により提出してください。

オ 提出期限後において、提出書類に不足又は不備がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。

カ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

（８）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案された内容と整合するものとしてください。

第４ 評価に係る事項

１ 評価方法

県が別に定める構成員によるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

２ 評価会議

（１）開催日

令和７年３月１８日（火）（予定）

（２）開催場所

開催場所は開催日と合わせて連絡します。

（３）プロポーザルの所要時間

- ・ プレゼンテーション２０分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・ プレゼンテーション終了後、質疑を行います。（１０分程度）

（４）注意事項

- ・ プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。
- ・ プレゼンテーションの参加人数は３名までとしてください。（共同体においても１共同体あたり３名）
- ・ 評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。
- ・ 指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。
- ・ プレゼンテーション当日、新規に資料を追加することはできません。
- ・ プレゼンテーション当日、パソコンやスライド機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間中に提出した書類のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別表評価基準のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点※（得点順。参加者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

※ プロポーザル参加者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第5 契約の締結

- 1 最優秀提案者及び最優秀提案者である共同体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

- 2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式9）」を提出することとします。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事象が発生した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることが

できません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁9階）

岐阜県環境生活部環境生活政策課 環境教育係

TEL：058-272-1111（内線）2932

FAX：058-278-2605

電子メールアドレス：c11260@pref.gifu.lg.jp

別表

プロポーザル評価基準

1 評価の方法について

- ① 下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、各項目の合計点を125点満点として採点し、点の合計点により評価点を算出する。なお、構成員の評価点の合計点が60%以上（全構成員の評価点合計÷構成員数 $\geq$ 60%）であることを最低基準とする。
- ② 構成員別に提案者ごとの評価点を比較し、順位を付ける。順位に基づき、順位点として、1位の提案者には提案者数と同じ値の点数（例えば、提案者数が5者であれば、5点）を、2位以下の順位の提案者には1位の点数から順に1点ずつ減じた点数を付ける。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、該当提案者の点数は、当該順位及びその下位にあって空位となる順位の順位点を、同順位の提案者数で除して得られる点数とする。
- ③ 順位点の合計点を比較し、点数の高い者から順位を付す。
ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。
- ④ 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

2 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容	配点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
1 プログラムの企画内容 (90点満点)					
① 各コースの内容は、「脱炭素社会ぎふ」の実現や森・里・川・海のつながりが意識され、参加者の環境保全意識の向上や行動変容が期待できるものであるか。	20点	15点	10点	5点	0点
② 各コースにおける環境保全団体等との交流は各団体等の活動を活かし内容となっているか。	20点	15点	10点	5点	0点
③ プログラムの実施回数及び目標人数、各コースの設定（対象者、実施時期、募集定員、参加費）などは適切であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
④ 各コースの行程（時間配分、移動手手段、所要時間等）は参加者に無理のないものか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑤ 各コースの内容は魅力的で集客が期待できるものか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑥ 各コースの出発地及び訪問先は特定の地域に偏っていないか。	10点	8点	6点	4点	2点
⑦ 募集方法（企画、対象者に適した方策）は現実的かつ効果的であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
2 プログラムの実施体制等 (30点満点)					
① 業務実施のための全体スケジュールは適切に設定されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
② 業務の実施体制、危機管理体制、参加者の安全管理（熱中症・感染症予防対策を含む）、旅行保険の内容は十分であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
③ 過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格など、業務の遂行能力は十分であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
3 SDGsへの取組みに関する評価 (5点満点)					
① 環境面の取組み（1点）					点
② 社会面の取組み（1点）					点
③ 経済面の取組み（1点）					点
④ ぎふSDGs推進パートナー登録制度への登録状況（2点）					点
評価点合計	(125点満点)				